

# 貿易商務における PICC の契約有効性

中村 嘉孝

## 1. はじめに

ICT (情報通信技術) のグローバル規模における広範かつ深化した環境整備の拡充に加え、近年急速に実用化しつつある AI (人工知能) の深層学習により、今後の商取引はより一層グローバル規模の展開が、その技術面において容易になる。そうした近い将来の環境に適宜対応できるような、グローバル規模における商取引を規律する諸規則・ルールに関する一定の統一が必要となると思われる。

国際商取引を対象とするルールが統一されることにより、各種規則が集約・単純化され、予見可能性が高まり、法的な確実性や安定性が向上する。それらの結果として、商取引のコスト削減と拡大促進が期待される。商取引の観点からすると、法規則の体系的整備等は、結果的にリスクに関する費用対効果の効率性により、その成否が判断され本稿でもそうした観点から以下考察する。

契約一般原則に関する代表的な法・規則としては、国際条約である国連国際物品売買条約 (CISG)、商取引規則である UNIDROIT Principles of International Commercial Contracts (PICC) がある。前者は 1980 年以降、全く改訂されないまま現在に至っている。一方後者は、1994 年、2004 年、2010 年、2016 年と改訂拡大され、現在に至っている<sup>1</sup>。この理由の一つとして、前者は法的手続き面の困難さと、政治外交など純粋な商取引以外の要因に大きく影響を受けやすいことがあり、一方後者はそれらが比較的小さいことが根本的にあると思われる。要するに各種法規則の意思決定および手続き形態が、前者はボトムアップ型、後者はトップダウン型であり、優劣ではなく、そうした性質の相違を十分に認識し、各特長を生かした相互補完での運用が好ましいと考えている。

本稿では、国際商取引の契約を規律する一つである PICC における、契約有効性の規定について、貿易商務の観点から考察する。この規定の興味深いこととして、同じ契約一般原則に関する国際的な法規則であるにも関わらず、PICC

---

<sup>1</sup> 最新版 2016 年の本文コメント、作成経緯等は UNIDROIT サイト参照。  
<https://www.unidroit.org/unidroit-principles-2016/unidroit-principles-2016-over>

では 1994 年版の当初から規定され、その後徐々にその対象範囲が拡大して取り扱われていたが、一方の CISG では、契約有効性に関する項目を、当初から条文で明確に排除している<sup>2</sup>、ということがある。こうした相違は、根本的には各意思決定および手続き形態の相違にあると思われる。

一般的に国際商取引の統一法・規則の項目として対象外にする理由としては、3 つ考えられる。第一に、契約の有効性について、英米コモンローの約因理論 (consideration) と、大陸法のカウサ理論 (cause)、の二つの理論的相違が大きいこと<sup>3</sup>。第二に、当事者能力や契約合意の欠陥 (錯誤、不実表示、詐欺、強迫、強要、極端な不均衡) に関する法理論が各種多様であることから、国際的統一は現実的でないこと。第三に、契約の有効性に関するトラブルが、現実にはかなり少ないこと、があげられる<sup>4</sup>。

本稿では、まず契約の有効性について、PICC の各改訂におけるその規定する内容を具体的に確認する。その過程において適宜、仲裁や裁判事例等を参照しながら考察する。その後 PICC の起草改訂にあたり影響を与えているアメリカ契約法リステイトメントの関連する項目を簡潔に確認し、今後の貿易商務の観点から結論を導いていきたい。

## 2. PICC 各版の規定の変遷と CISG 規定

PICC の各版においては、一貫して第 3 節 (Section 3) に規定があり、その変遷について以下、各版の規定内容をみていきたい。

### 2.1. PICC 1994

第 3.1 条において、能力 (capacity)、権限 (authority)、非倫理性 (immorality) もしくは違法性 (illegality) からの契約無効 (invalidity) の問題については、対象外としている<sup>5</sup>。その理由として同条コメントにおいて、身分 (status)、代理人 (agency)、公序 (public policy) に関する問題は内在的に複雑であり、かつ各

<sup>2</sup> CISG article 4: This Convention governs only the formation of the contract of sale and the rights and obligations of the seller and the buyer arising from such a contract. In particular, except as otherwise expressly provided in this Convention, it is not concerned with:

(a) The validity of the contract or of any of its provisions or of any usage;

<sup>3</sup> 詳細な歴史的考察は、次の文献参照。菊池肇哉『英米法「約因論」と大陸法「カウサ理論」の歴史的交錯』(国際書院、2013 年); ハイン・ケッツ著 潮見佳男・中田邦博・松岡久和訳『ヨーロッパ契約法 I』第 4 章 99 - 120 頁 (法律文化社、1999 年)。

<sup>4</sup> Lauro Gama Jr., *Contract validity in the PICC (and their potential interplay with the CISG)*, 22 *Uniform L. Rev.* 72 (2017).

<sup>5</sup> PICC の以下の和訳は原則、曾野和明他訳『ユニドロワ国際商事契約原則』(商事法務、2004 年)による。

国内法での取り扱いが多様であるためである、という<sup>6</sup>。そのため代理人の権限や、非倫理性や違法性については、準拠法として適用される国内法の規定に従う、という<sup>7</sup>。これは一般的なアプローチであり、CISG と同様のものである。

## 2.2 PICC 2004

第 3.1 条において、能力、非倫理性もしくは違法性による契約無効の問題については、対象外としている。前版との相違は、企業の従業員や関係者の権限（authority）については、各企業を拘束する、とされる<sup>8</sup>。企業の役員（officer）や各機関（organs）の権限については、第 2.2.1 条および同条コメント 5 に規定があり、筆者が要約すると、各担当者や担当部門に与える権限は個々の企業ごとに異なっており、通常と異なる取引の際は、立証責任は申立人にある。そのため当事者は各取引ごとにおいて、個別に確認すべきである、という。

## 2.3 PICC 2010 と PICC 2016

2010 年版と 2016 年度版に相違修正はなく同一規定であり、第 3.1 条において、能力（capacity）による契約無効の問題についてのみ、PICC の対象外としている。理由は 1994 年版と同様の理由により、準拠法となる国内法の規定に従う、とされる<sup>9</sup>。

特に 2010 年版から、第 3 節（section 3）において「違法性」に関する規定が新設されており、これは後に検討する。

## 2.4 PICC 除外規定の変遷

以上から、1994 年版では、能力、権限、非倫理性と違法性が除外、2004 年版では、能力、非倫理性と違法性が除外、2010 年版および 2016 年版では、能力のみ除外され、最終的には現行版（2016 年版）において、権限や非倫理性と違法性に関して PICC で規定されるようになってきている。このように契約の無効となる原因に関する規定について、PICC では徐々に対象範囲を拡大している。対応する条項につき、表にすると次の通り<sup>10</sup>。

---

<sup>6</sup> PICC 1994 art.3.1 & 3.1 comment.

<sup>7</sup> PICC 1994 art.3.1 comment.

<sup>8</sup> PICC 2004 article 3.1 & comment.

<sup>9</sup> PICC 2016 article 3.1.1 & comment.

<sup>10</sup> UNIDROIT ウェブサイト掲載の各版の対応条項を、筆者が第 3 章のみ編集作成した。

2016 edition	2010 edition	2004 edition	1994 edition
3.1.1	3.1.1*	3.1	3.1
3.1.2	3.1.2	3.2	3.2
3.1.2	3.1.2	3.3	3.3
3.1.4	3.1.4*	3.19	3.19
3.2.1	3.2.1	3.4	3.4
3.2.2	3.2.2	3.5	3.5
3.2.3	3.2.3	3.6	3.6
3.2.4	3.2.4	3.7	3.7
3.2.5	3.2.5	3.8	3.8
3.2.6	3.2.6	3.9	3.9
3.2.7	3.2.7	3.10	3.10
3.2.8	3.2.8	3.11	3.11
3.2.9	3.2.9	3.12	3.12
3.2.10	3.2.10	3.13	3.13
3.2.11	3.2.11	3.14	3.14
3.2.12	3.2.12	3.15	3.15
3.2.13	3.2.13	3.16	3.16
3.2.14	3.2.14	3.17(1)	3.17(1)
3.2.15	3.2.15*	3.17(2)	3.17(2)
3.2.16	3.2.16	3.18	3.18
3.2.17	3.2.17	3.20	3.20
3.3.1	3.3.1		
3.3.2	3.3.2		

## 2.5 CISGの規定

第4条(a)の条文中において、契約の有効性については明確に適用除外する、とされている<sup>11</sup>。また当該条文の規定は、1964年ULIS第8条に基づいている<sup>12</sup>。若干の文言の変更修正はあるが、CISG第2章で契約の成立について

<sup>11</sup> CISG article 4 は、脚注2 参照。

<sup>12</sup> ULIS 1964 article 8:

The present Law shall govern only the obligations of the seller and the buyer arising from a contract of sale. In particular, the present Law shall not, except as otherwise expressly provided therein, be concerned with the formation of the contract, nor with the effect which the contract may have on the property in the goods sold,

規定され、当事者の義務が追加されていること、の2点を除き、実質的な内容は同じであると考えることができる。具体的には、各国の強硬法規規定、公序良俗違反、行為能力、代理、原始的不能、後発的不能などによる契約の無効性については、CISG では当初から対象範囲外であることから、国際私法により指定される準拠法の規定内容によって判断されることとなる、とする<sup>13</sup>。

以上の通り、PICC では初版以降その対象範囲が拡大され、最新の2016年版では能力以外は規定されることとなり、一方CISGでは、当初から契約の有効性については対象範囲外とし、準拠法とされる各国国内法にその判断を委ねている。それでは次にPICC 2016の規定について、具体的にみていきたい。

### 3. PICC 第3章の規定

第3章において契約有効性の規定があり、大きく3つに分かれており、以下項目ごとにみていきたい。

#### 3.1 PICC 対象範囲外の規定と契約成立一般的 (arts3.1.1-3.1.2)

第3.1.1において、能力 (capacity) を対象外としている。その理由として個人の肉体的および精神的な不能の問題は、国際商取引では企業間取引が大前提であるため、想定し難いことであるから、万一のそうした判断は準拠法となる各国国内法による、とされる。

第3.1.2は大変重要な規定で、契約の締結、修正、終了については、当事者の合意があれば十分であることを、明確に規定している。同条コメントにおいて、各国国内法で契約の有効性において必要とされる各理論、コモンローにおける約因 (consideration)、大陸法におけるカウサ (cause) 等の理論的な要件を満たす必要はない、とされる。さらに第1.2条および同条コメント1において、契約等の合意形式は自由で、特に形式が必要とされることはない、という。この条文を支持する事例があるため、次に紹介し検討する。

#### 3.2 2006年仲裁裁定<sup>14</sup>

まず本件の概要を紹介する。申立人はアメリカの流通業者、被申立人はメキシコの生産者、2004年9月に1年間の期間で契約し、一定数量のカボチャ (squash) とキュウリ (cucumbers) を生産し独占的に提供し、申立人はそれをカリフォル

---

nor with the validity of the contract or of any of its provisions or of any usage.

<sup>13</sup> 甲斐道太郎・石田喜久夫・田中英司編『注釈国際統一売買法 I ウィーン売買条約』41-45頁 (法律文化社、2000年)。

<sup>14</sup> Centro de Arbitraje de México (CAM) (30 Nov. 2006) <http://www.unilex.info/case.cfm?id=1149>

ニア市場で一定の手数料に基づき販売する、という内容で、仲裁条項が含まれ、PICC を準拠法とする旨の合意がなされていた。

申立人は、被申立人が契約通りに商品を提供できなかったため、契約を終了し被った損害を被申立人に請求した。一方被申立人の主張は、異常気象による一連の大雨と洪水で供給できなかったことは不可抗力もしくはハードシップに該当するものであり、すべての責任は免除される、さらにメキシコ当局による契約の形式を満たしていないため、申立人との契約は当初より無効である (null and void)、と主張した。

仲裁廷は、メキシコ商法第 1445 条に基づき PICC を準拠法とすることが有効であることを確認し、契約の有効性について、PICC 第 3.2 条 (2004 年版) を根拠に、各国の国内法規定は関係なく、当事者の合意が成立していることから、その有効性を認定した。

独占的提供の違反について、申立人が、被申立人が他の当事者との契約の存在 (一件) を証明していることから、被申立人の違反が認定された。

また申立人の契約終結について、PICC article 7.3.1(1)<sup>15</sup>に基づき判断され、契約物品の現実的な提供見込みがないこと等から、認められた。損害賠償については、契約終結の通知手続期間を考慮し、被った損害については原則認定されたが、申立人の市場での評判低下については、認められなかった。

被申立人の主張について、異常気象による提供不能は、被申立人の同業界における長年の経験から十分に予見可能な事柄であり、不可抗力には該当しない、と判断された。またハードシップについても、いわゆる費用の異常高騰の要件には該当しない、と判断された。

以上から、本題に戻ると、各国の国内法規定の契約の有効性については、PICC では関係なく、当事者の合意のみで契約が成立する、という仲裁裁定が下された事例であるとされている。

### 3.3 原始的不能と強行法規の規定 (art. 3.1.3-3.1.4)

第 3.1.3 条において、原始的不能は、契約無効の根拠とはならない、と明示さ

---

<sup>15</sup> PICC article 7.3.1(Right to terminate the contract)

(1) A party may terminate the contract where the failure of the other party to perform an obligation under the contract amounts to a fundamental non-performance.

れている。これは CISG<sup>16</sup>や PECL (Principles of European Contract Law)<sup>17</sup>と同様の扱いで、契約無効の根拠としてではなく、契約の不履行として扱う。

第 3.1.4 条において、詐欺 (fraud)、強迫 (threat)、著しい不均衡 (gross disparity) および違法性 (illegality) による契約条項の排除や修正を禁止しており、そうした強行法規に抵触する事柄について、当事者の契約無効を認めている。錯誤 (mistake) については、これに該当せず、一方当事者の錯誤は契約無効とはならない、とされる<sup>18</sup>。

次に契約無効の根拠とその効果に関する規定について以下、各条文を引用しつつ、みていきたい。

### 3.4 錯誤 (article 3.2.1, Definition of mistake)

Mistake is an erroneous assumption relating to facts or to law existing when the contract was concluded.

同条コメントでは、事実に関するものと、法律に関するものに区別され、前者では商品や事実の誤認に関する事、後者では、法令による輸出入禁止や目的用途の禁止等に関する事、とされる。ただし錯誤により契約が無効と認められるハードルは比較的高く、次の要件を満たす必要がある、とされる<sup>19</sup>。

- (1) 第 3.2.1 条に該当する事実もしくは法律上の誤認、または第 3.2.3 条の表現伝達のエラー (error) があること。
- (2) 第 3.2.2(1)の要件を十分に満たす法的関連性があること。
- (3) 第 3.2.2(2)の例外<sup>20</sup>に該当しないこと。

<sup>16</sup> CISG art.79-80.新堀聰『国際統一売買法 ウィーン売条約と貿易契約』152 - 159 頁 (同文館、1991 年)。また CISG 第 68 条の規定から、売買契約の原始的不能の場合でも契約が有効であることを前提に、当事者の権利義務関係を処理しようと解釈できる、という。杉浦保友・久保田隆編著『ウィーン売買条約の実務解説 (第 2 版)』18 - 19 頁 (中央経済社、2011 年) ; Peter Schlechtriem & Ingeborg Schwenzer eds., *Commentary on the UN Convention on the International Sale of Goods (CISG)*806-844 (2d ed. Oxford Univ. Press, 2005).

<sup>17</sup> PECL article 4:102: Initial Impossibility

A contract is not invalid merely because at the time it was concluded performance of the obligation assumed was impossible, or because a party was not entitled to dispose of the assets to which the contract relates.

次の文献も参照。ユルゲン・バセドウ編 半田吉信他訳『ヨーロッパ統一契約法への道』第 5・6・8 章 (法律文化社、2004 年)。

<sup>18</sup> PICC 第 3.1.4 条および同条コメント。

<sup>19</sup> Lauro Gama Jr., *supra* note 4, at 81.

<sup>20</sup> (2) However, a party may not avoid the contract if

(a) it was grossly negligent in committing the mistake; or  
(b) the mistake relates to a matter in regard to which the risk of mistake was assumed or, having regard to the circumstances, should be borne by the mistaken party.

要するに錯誤において怠惰 (negligence) がないこと、および当該リスクを引き受けていなかったこと。

- (4) 第 3.2.4 条による不履行 (non-performance) の救済により無効が排除されないこと。
- (5) 契約の無効は、第 3.2.11 条および第 3.2.12 条の規定通り、一定の期日内に通知によりなされること。
- (6) 契約の無効は、第 3.2.9 条の確認に排除されるものでないこと、もしくは第 3.2.10 条の無効の権利喪失により排除されるものでないこと。

これらについて商取引の事例で考えると、例示において次のような事例がある<sup>21</sup>。

自動車の売買で、契約締結時に当該物品が盗まれたものであったことの認識がない場合、その取引の無効は認められる可能性が高い、とされる。

他の事例では<sup>22</sup>、比較的無名な画家の絵画作品の売買で、契約後に有名な画家の作品であることが後に判明し、売主が錯誤による無効を主張しても、そうしたリスクを含めた売買が前提であるとして、認められない可能性が高い、とされる。

また他の事例では<sup>23</sup>、大手石油会社が、数十億ドル必要なインフラ計画を認知し、その莫大な投資のため、子会社を作り、子会社を通して資金を投資した。当該子会社に対し、当該国の開発銀行も参加するという確約に基づき、民間の資金投資企業 (PI) が 1500 億ドルの資金援助を決定した。2 年後、全額出資を終える以前に、大手石油会社とその子会社は、汚職スキャンダルが表面化し、結果として当該プロジェクトは行き詰まり、子会社は破産を申し立てた。捜査当局によると、大手石油会社は当初から汚職を想定して子会社が作られており、PI は、もしそうした計画について承知していたら契約していなかった、契約は無効であると主張した。この事例では、錯誤に基づく契約の無効は認められる、という。理由としては次の通り<sup>24</sup>。

- (1) PI の投資が合意された際、子会社の計画は信頼できかつ利益を確保できると間違った認識を与える十分な状況であり、これは第 3.2.1 条の錯誤に該当する
- (2) PI の錯誤は、本当の状況が把握されていれば通常の当事者は契約しないと合理的に判断できるもので、さらに当該子会社は、公平取引 (fair dealings) に反した行動をとっていたこと。
- (3) PI の錯誤は、その業務において怠惰であることを原因とする事実はなく、

<sup>21</sup> 第 3.2.2.illustration 1.

<sup>22</sup> 第 3.2.2 条 illustration 2.

<sup>23</sup> Lauro Gama Jr., *supra* note 4, at 82.

<sup>24</sup> *Ibid.*

汚職とは全く関与していない事実から、第 3.2.2(2)の除外事項に該当しない。

- (4) PI の投資合意の無効の救済は、契約不履行の救済と矛盾しない。
- (5) PI は第 3.2.11 条および第 3.2.12 条に従って契約無効の救済を実行する。
- (6) 当該事例は、第 3.2.9 条の確認もしくは第 3.2.10 条の無効権利の放棄による（契約無効の）排除はされない。

### 3.5 詐欺 (article 3.2.5 Fraud)

A party may avoid the contract when it has been led to conclude the contract by the other party's fraudulent representation, including language or practices, or fraudulent nondisclosure of circumstances which, according to reasonable commercial standards of fair dealing, the latter party should have disclosed.

PICC では、契約無効の根拠としての、錯誤と詐欺を区別しており、次の要件が必要とされる<sup>25</sup>。

- (1) 詐欺的な意思もしくはそう解釈されうる無謀な意思表示
- (2) 積極的な詐欺的な意思表示もしくは詐欺的な情報の不開示の存在
- (3) 詐欺的意思表示と契約成立に因果関係があること

同条コメント 1 では、詐欺は虚偽の事実 (false facts) の表示か、もしくは本当の事実の非表示のいずれかを含む、とする。同条コメント 2 では詐欺の概念が説明され、錯誤との決定的な相違は、詐欺を行う当事者の意思表示や非開示の性質とその目的にあり、例えば単なる過大広告や交渉過程での誇張程度では、不十分とされる。

### 3.6 強迫 (article 3.2.6, Threat)

A party may avoid the contract when it has been led to conclude the contract by the other party's unjustified threat which, having regard to the circumstances, is so imminent and serious as to leave the first party no reasonable alternative. In particular, a threat is unjustified if the act or omission with which a party has been threatened is wrongful in itself, or it is wrongful to use it as a means to obtain the conclusion of the contract.

同条コメント 1 において、強迫自体では不十分で、契約す類外の合理的な代替手段がなく、差し迫った (imminent) かつ重大 (serious) なものである必要があり、その基準は個々の事例ごとにある程度の客観性にに基づき判断される。また同条コメント 2 において、不当な強迫 (unjustified threat) でなければならず、

---

<sup>25</sup> *Id.* at 83.

事例1では、ローン返済が滞った債務者が、債権者が有利な条件で他の契約を締結するよう強迫された場合、債務者は他の契約を無効とすることができる、という。

これについては具体的な仲裁事例があり<sup>26</sup>、以下具体的に紹介し、検討していきたい。

リヒテンシュタインの売主と、スペインの買主が、ある商品を CFR 条件（スペインの港）で売買契約を締結した。買主は輸送途中に他のスペインの買主に転売したが、受け取った商品に欠陥があったため、買主はその差額を売主と交渉し、和解した。当該商品の船荷証券は、同じものにもかかわらず2種類あり、一つは無故障船荷証券（clean B/L）で、もう一つは検量人報告書（surveyors report）付きの故障付船荷証券（foul B/L）であった<sup>27</sup>。本件では、売主が強要（duress）により和解合意を強いられたとして、仲裁裁定を申し立てた。

売主は、PICC 第 1.7 条の信義誠実違反、第 1.9 条の当事者間の過去の取引事例からの逸脱、PICC 第 3.8 条（2016 年第 3.2.5 条）の詐欺、PICC 第 3.10 条（2016 年第 3.2.7 条）の著しい不均衡、第 5.1.3 条および第 5.1.4 条に基づく協力義務違反、第 7.4.8 条の損害軽減義務違反、の以上 6 点を主張した。

仲裁廷は、売主の申し立てを全て却下した。

第一に、信義誠実について、買主は合理的な方法かつ公正な商慣行に従って行動しており、買主に同じ商品に対する矛盾する B/L の責任はあり得ない、とした。

第二に、過去の取引慣習からの逸脱については、矛盾する B/L が 2 種類ある事例は過去になく、逸脱には全く該当しない、とした。

第三に、協力義務については、商品の所有権は既に最終買主に移転しており、売主との協力的対応は手遅れで不可能であった、とした。

第四に、売主が和解に応じない場合には、買主は法的手段に訴えるという、和解への強迫という主張については、当然の行為で乱用に当たらない、とした。

第五に、著しい不均衡は、和解内容から合理的内容であり、該当しない、と

<sup>26</sup> 2006 Arbitral award, ICC International Court of Arbitration, Case 13009.

<http://www.unilex.info/case.cfm?pid=1&do=case&id=1661&step=Abstract>

<sup>27</sup> 貿易商務の実務においては、荷主が船会社に対して迷惑をかけない旨の「補償状（Letter of Indemnity, L/I）」を差し入れ、本来であれば foul B/L の発行を、荷為替取組等のために clean B/L の発行を依頼し、船会社は了承する、という商慣習。これは売主が、荷為替取り組みのため、買取銀行に対する便宜的措置で、現実にかような状況の場合、売主は買主に対して、速やかに状況を説明し、不良欠陥品に関する代金調整の交渉を行う、という迅速な事後的対応が一般的である。本件ではそうした対応がなされず、表面化し拡大した事例で、こうした不誠実な対応をする企業は事後、商取引の継続がかなり困難になると想像される。

した。

以上の通り、仲裁廷の判断は理論的にも貿易商務の慣習からしても合理的であり、売主の主張は一般に支持を得ることは難しいであろう。

### 3.7 著しい不均衡 (article 3.2.7, Gross disparity)

(1) A party may avoid the contract or an individual term of it if, at the time of the conclusion of the contract, the contract or term unjustifiably gave the other party an excessive advantage. Regard is to be had, among other factors, to

(a) the fact that the other party has taken unfair advantage of the first party's dependence, economic distress or urgent needs, or of its improvidence, ignorance, inexperience or lack of bargaining skill, and

(b) the nature and purpose of the contract.

本条項では、一方当事者が不当に過度な利益を得るような著しい不均衡とされる契約の無効が認められる内容が規定されている。この条項の起草経緯は若干複雑であったが<sup>28</sup>、コモンローの非良心性 (unconscionability) や大陸法の Lesion の概念が取り入れられている。同条によると、一方当事者に過度な利益 (excessive advantage) を与えるような、例えば高価な商品に対する著しい安い価格での取引、また両者の不平等な立場から不当な方法で過度な利益を一方にのみ与える取引、などがある。

同条により契約の無効が認められると、第 3.2.15 条による原状回復 (restitution) と、第 3.2.16 条による損害賠償が認められる<sup>29</sup>。

同条に関する判例があり、以下紹介したい。

### 3.8 2013 年アルゼンチンの判例<sup>30</sup>

DGB 社 (申立人) と P&G 社 (被申立人) は両者ともアルゼンチンの企業で、販売契約を締結し、被申立人の要求に応じるため、申立人は数段階の対応が必要であり、また契約交渉において被申立人によって一方的に作成された標準条項 (standard clauses) の採択に両社は合意した。契約の満了日より以前に、被申立人は申立人に販売契約の特定条項に従って契約を終了する、と通告した。申立人は、当該特定条項は、合理的かつ対等な交渉において申立人を許容できない巨大リスクを負わせるものであり、無効である、と主張した。被申立人は、契約の条項に何ら違反しているものではなく、また交渉過程においても同条項に

<sup>28</sup> Lauro Gama Jr., *supra* note 4, at 86.

<sup>29</sup> *Id.* at 87.

<sup>30</sup> <http://www.unilex.info/case.cfm?id=1986>

ついて申立人から異議申し立てはなかった、と主張。

The Commercial Court of Appeals は、被申立人の主張を認めた。契約の一般条項として PICC 第 2.1.19 条から第 2.1.22 の採択は、標準契約条項として有用な手段であり、交渉過程における一方当事者がより優位な立場にあること自体が、自動的に契約交渉の地位乱用になるわけではなく、またそれが著しい不均衡に該当するものでもない、とした。

当該条項については、そもそも対消費者取引を想定した内容であり、プロ同士の取引反映しておらず商取引の実態に合っていないという理由から、学者の反対意見も根強くあり<sup>31</sup>、筆者もこれに賛同する。

### 3.9 無効の通知 (article 3.2.11, Notice of avoidance)

The right of a party to avoid the contract is exercised by notice to the other party.

上記条文の通り、PICC では単なる通知のみで無効となる。この通知には、無効 (avoidance) や通知 (notice) の文言やその理由、また裁判所の介入も必要ない。ただ通知自体が適切に送付され、第 1.11 条の通り、相手方に到達時点でその効力は発生する、という<sup>32</sup>。これについても仲裁事例があるため、次に紹介する。

### 3.10 仲裁事例<sup>33</sup>

アルゼンチン企業の株主 (売主) は、チリの企業 (買主) に、当該アルゼンチン企業の株式の 85% を売却する契約を締結した。その後買主はアルゼンチン企業の隠れ債務 (hidden debts) を発見したため、売買代金の残額の支払いを中止した。売主は残額の支払いを求めて仲裁に付託し、一方買主は契約の無効と損害賠償、もしくは隠れ債務に相当する金額を差し引くよう主張した。

契約書に準拠法規定はなく、当事者は仲裁廷に対し、友誼的仲裁人 (amiables compositeurs)<sup>34</sup> として判断するよう合意した。両当事者の主張は、アルゼンチン法の条文に基づいたものであったが、仲裁廷は PICC の適用を決定した。

仲裁廷は、買主の錯誤もしくは過失による契約の無効を否定し、またその通知も PICC 第 3.14 条 (PICC 2016 第 3.2.11 条) に基づく適切な通知がなされた

<sup>31</sup> Jan Dalhuisen, *Dalhuisen on International Commercial, Financial and Trade Law* 307-310 (2d ed. 2004).

<sup>32</sup> Lauro Gama Jr., *supra* note 4, at 90.

<sup>33</sup> Ad hoc arbitration, Buenos Aires, 1997, UNILEX <http://www.unilex.info/case.cfm?id=646>

<sup>34</sup> 当事者は、仲裁人が各法律を厳格に適用することなく、適宜法律を離れて判断を下すよう合意することができ、法律から導かれる結論が公平妥当でないと考える場合、仲裁人は法律に従わないで判断することができる仲裁のことをいう (澤田壽夫編『新国際取引ハンドブック』496 - 498 頁 (有斐閣、1990 年))。

とは認められず、また買主の各種言動から判断し、契約の無効を求めているのではなく、売買金額の調整を希望しているものと理解した。そのため減額調整の要望に対して、買主が契約書を起草し、また売主は隠れ債務に関する担保条項も存在していたことから、隠れ債務の 65%減額を認定し、売買金額を調節を認めた判断がなされた。

### 3.11 違法性 (section 3: ILLEGALITY, article 3.3.1)

(Contracts infringing mandatory rules)

(1) Where a contract infringes a mandatory rule, whether of national, international or supranational origin, applicable under Article 1.4 of these Principles, the effects of that infringement

upon the contract are the effects, if any, expressly prescribed by that mandatory rule.

(2) Where the mandatory rule does not expressly prescribe the effects of an infringement upon a contract, the parties have the right to exercise such remedies under the contract as in the circumstances are reasonable.

(3) In determining what is reasonable regard is to be had in particular to:

- (a) the purpose of the rule which has been infringed;
- (b) the category of persons for whose protection the rule exists;
- (c) any sanction that may be imposed under the rule infringed;
- (d) the seriousness of the infringement;
- (e) whether one or both parties knew or ought to have known of the infringement;
- (f) whether the performance of the contract necessitates the infringement; and
- (g) the parties' reasonable expectations.

この節 (section) 自体が、2010 年版より追加され、違法性を取り扱っている<sup>35</sup>。PICC で最重要とされる契約自由の原則 (第 1.1 条) でさえも、無制限のものではなく、当事者は適用される強行法規に違反してはならない、という内容である。合意の瑕疵については第 3 章第 2 節 (無効の根拠) で扱い、本節では、契約条件、履行、目的等の強行法規に抵触する契約について規定されている。PICC 2010 以降、強行法規の定義として、次の二点が含まれ拡大されている、という<sup>36</sup>。

- (1) 特定の制定法における禁止事項、例えば同業者の価格カルテル行為を禁止するもの。

<sup>35</sup> 本節の追加新設の概要については、次の文献参照。Michael Joachim Bonell, *The New Provisions on Illegality in the UNIDROIT Principles 2010*, 16 *Uniform L. Rev.* 517 (2011).

<sup>36</sup> Lauro Gama Jr., *supra* note 4, at 93.

(2) 各国の公共政策 (public policy) の原則に反するもの、例えば人的尊厳に関するもの。

この規定に関連する仲裁事例があるので、次に紹介し検討する。

### 3.12 仲裁事例<sup>37</sup>

1994年にブラジル国営企業は、スイスの企業と、手数料ベースで一定量の濃縮ウラン売買の契約を締結した。契約条項によると、当初提供した濃縮レベルと同等のものを供給する内容であり、その後スイス企業は破産した。仲裁手続きにおいて、売買取引の対象物品である濃縮ウランは、終始一貫してドイツに存在し、当該代金をブラジル国営企業はスイスの企業に貸与していたため、ドイツにある濃縮ウランの所有権について検討された。所有権に関する準拠法はドイツ法になり、それによると濃縮ウランの所有権はスイス企業にある、と判断された。ただ仲裁廷は、当該商品が特別に厳格な管理が必要な性質であることから、1957年 EURATOM 条約<sup>38</sup>を適用した。また準拠法はドイツ法であるため、脚注の通り、所有者の権利行使には制約が課せられることとなった。

それでは次に、PICC の作成改訂に大いに参考にされているアメリカの契約法リステイメントにおける相当する規定について、簡潔にみていきたい。

<sup>37</sup> Arbitral award, ICC International Court of Arbitration, Case 8899 (1997).

<sup>38</sup> 欧州原子力共同体 (European Atomic Community: Euratom)、1958年設立、EU加盟国はEuratomへ加盟するが原子力利用は各国の選択に任せられ、2011年に27カ国が加盟国で、ドイツは含まれ、スイスは含まれていない。設立目的の「原子力産業の迅速な確立及び成長に必要な条件を創出することにより、加盟国における生活水準の向上及び他の国との関係の発展に貢献」を達成するため、以下の目標がある。

- (1) 研究開発の推進と情報の普及、
  - (2) 公衆と労働者の安全と健康のため統一的な基準の策定と監督、
  - (3) 原子力利用に要する基礎的研究機関の設置と投資、
  - (4) 原子力資源及び燃料物質の適切・公平な供給、
  - (5) 核物質を目的外に使用しないよう管理・監督、
  - (6) 原子力利用のマーケットの拡大、
  - (7) 濃縮ウランやプルトニウム等の特殊な核物質の所有者の権利行使、
  - (8) 原子力平和利用のため国際機関や関連国との協力
- (一般社団法人高度情報科学技術健康機構ウェブサイト

## 4. アメリカ契約法リステイトメントの規定

### 4.1 錯誤 (第6章 Mistake)

錯誤の定義として、第151条では、「錯誤とは、事実と異なる意見」と単純に定義されている<sup>39</sup>。そして両者ともに契約時にその前提となる事柄について錯誤により契約した場合、取り消すことができ、その効果は原状回復とされる<sup>40</sup>。

また一方当事者のみの錯誤の場合は、その履行を強制することが非良心的となる場合、また他方当事者が当該誤解について合理的に認識していた場合、取り消しうる、とされる<sup>41</sup>。

錯誤について一方当事者がそのリスクが契約で割り当てられている場合、また認識して引き受けていた場合は、当該リスクを引き受けることと判断され、取消は認められないとされる<sup>42</sup>。

### 4.2 不実表示・強要・不当威圧 (第7章 Misrepresentation, Duress and Undue Influence)

不実表示 (misrepresentation) とは、情報の不開示や、事実と異なる表示のことをいい、それが詐欺的、もしくは重大な契約の前提条件である場合、当該契約を無効とすることができる、とされる<sup>43</sup>。また物理的な強要による場合、強迫による場合においても、契約を取り消すことができる<sup>44</sup>。特に犯罪や不法行為により当該所有権を得た場合などは、強要に該当する可能性が高い。不公正な説得 (unfair persuasion) や契約当事者でない他人から強要されたりする行為も、不当威圧とされる<sup>45</sup>。

### 4.3 公共政策 (第8章、Unenforceability on grounds of Public Policy)

契約の履行が、環境規制値を超えるなど、公共の利益を超える場合、履行されない、とされる<sup>46</sup>。また第三者の権利を侵害するような履行はできない、とさ

---

<sup>39</sup> § 151. Mistake Defined

A mistake is a belief that is not in accord with the facts.

<sup>40</sup> § 152. When Mistake of Both Parties Makes a Contract Voidable

<sup>41</sup> § 153. When Mistake of One Party Makes a Contract Voidable.

<sup>42</sup> § 154. When a Party Bears the Risk of a Mistake

<sup>43</sup> § 162. When a Misrepresentation Is Fraudulent or Material

§ 164. When a Misrepresentation Makes a Contract Voidable

<sup>44</sup> § 174. When Duress by Physical Compulsion Prevents Formation of a Contract; § 175. When Duress by Threat Makes a Contract Voidable

<sup>45</sup> § 177. When Undue Influence Makes a Contract Voidable

<sup>46</sup> § 178. When a Term Is Unenforceable on Grounds of Public Policy; § 181. Effect of Failure to Comply with Licensing or Similar Requirement

れる<sup>47</sup>。

#### 4.4 おわりに

PICC の契約有効性の規定問題について、その条文を中心に検討してきた。PICC は CISG と比較して先駆的で、Re-state というよりも、Pre-state という言葉が適切であると考えられる。契約の成立や解釈については、従来から議論が多くなされているが、契約自体の有効性については比較的少ない、とされる。それは本質的に各国内法に基づいて判断されるもの、という意識が前提にあると考えられる。国際商取引の現実からすると、多様性を集約する費用対効果や、そもそも集約して基準を示す意義自体が大きくなかったことが背景にあると思われる。

しかし今後の ITC や AI の発達速度は、より一層の加速が予想される。グローバルに展開される対象が、従来の物品、サービス、投資といった経済事象だけでなく、人、価値観、思想、宗教およびそれらに付随するサービスを含めた多くの事柄が、国境を軽々と越えて活発な自由移動が加速する環境になると予想される。前章最後に取り上げた濃縮ウランなどは、当事者間のみで自己完結するものではなく、通常の商品とは桁違いに慎重かつ厳格な取り扱いが必要とされる。その他にも生化学や薬物等、さらに設計図や機密情報等を含め、各主権国家の個別的な法制度の整備等では根本的に不十分で、グローバル規模における統一的法制度の整備と、商学的見地からの現実的かつ効率的な運用が重要になってくるとと思われる。

貿易商務の現実的な取引を想定すると、従来の紙ベースの実務上の書類、例えば契約書、荷為替信用状 (Documentary L/C)、船荷証券 (B/L)、貨物海上保険証券 (I/P)、為替手形 (B/E) 等が現在においても頻繁に利用されているが、今後は積極的な IT および ICT の導入により、貿易関連書類や手続きが電子化が普及し、貿易手続きの業務効率化が高まると同時に、人為的な事務ミスや法令違反等が自動的に発見されやすくなり、トラブルの事前防止が期待される。結果的に業務の効率化に貢献する。

一方で懸念される点として、法的に曖昧にされている事項、さらに矛盾や違反となる可能性がある商慣習について、現実には曖昧に、また柔軟に利用されている実態をどのように取り扱うのか、という新たな問題がある。例えば、インコタームズの FOB, CIF 条件 (正しくは “rule”) について、コンテナ船や航空機で利用している現実、Surrender B/L の商慣習、契約の成立における Battle of

---

<sup>47</sup> § 194. Promise Interfering with Contract with Another

the Forms の問題などがある。これらはほとんど現実に問題が発生していないが、完ぺきに近い法理論的な整合性を追求しすぎると、貿易商務の現実的には使い勝手が悪くなり、逆に不便なルールとなる可能性が高い。法規則は多くの利用がその存在価値という面も大きいいため、単純で効率的な法規則であることが重要な点であろう。

貿易商務においては、一つの取引に多くの当事者が関係し、それぞれに法規則や慣習がそれだけ多く存在している。関係当事者が多数にわたると、その合意形成の手続きだけでも、多くの困難がある。現実の貿易商務に携わる関係者としては、売買契約の当事者、および関連する製造業者や下請け等の関連企業に加え、銀行、保険、運送、税関、商工会議所等があり、それぞれに各種の法・規則・ルールが存在するため、一件の輸出入取引を完結するためには、多岐にわたる知識が必要とされ、それゆえ一定の訓練が必要であった。

近年の ICT により、売買交渉から各種手続きに関する書類が電子化され、各論的な業務効率化が達成されつつある。古い体質であるためその速度は遅い方であると感じるが、各種手続きに関する部分最適な業務効率化は各論的な部分で達成しつつあり、効率化に寄与している面も大きい。ただ総括的な観点から、現実の商取引における具体的判断や取引全体を統括する判断・選択という面では、まだ人間の経験や総合的知識に頼っているところが大きい。例えば、L/C を利用するか否か、B/L か SWB か、FOB か CIF か、貨物海上保険の旧約款か新約款か等があり、それゆえ一定の訓練と経験が必要とされる。ただこうした貿易商務特有の業務判断も、将来的には AI による深層学習により、最適な判断が AI によってなされ、貿易商務における FOB や SWB について深い知識がなくても、むしろ関税法や禁輸品に関する最新の情報が即座に当該取引に反映されるため、より正確で適切な貿易商務が、国内取引と同様の安易さで可能となると思われる。

将来的には、契約一般原則に関する規則も、統一化する傾向にあり、ただ現実の貿易商務の観点から、どの程度の論理整合性が実務で必要とされているのか、という見極めは難しい。部分最適を効率化しつつ、全体における効率化とどのように両立させていくことが可能であるか、今後も考察していきたい。

**Keywords:** 国際商取引 商慣習 PICC